

イベント開催における注意事項

I. 夜間イベント（22時～翌日8時）を行う場合（ちどり公園は不可・開催時間制限有）

夜間イベントは原則認められませんが、以下に該当する場合は特別に許可します。

開催予定の方は港営課にご相談ください。

- ① 市その他の行政機関が主催、共催または後援などを行う公共的な行事
- ② その他の公共機関または公共的団体が主催、共催または後援する公共的な行事であって市が特別に認めたもの

II. 開催できない場合について

- ・既に他のイベントの開催が予定されていたり、国や県、市の防災訓練等がある場合はイベントの開催はできません。ゴールデンウィーク期間、夏休み期間については、一般来園者が多いため大規模イベントの開催はできません。
- ・荒天により安全確保が困難であると判断した場合、市からイベントの中止を求めます。
- ・政治、宗教上の理由で開催するものや、川崎港の印象を損なうイベントは開催できません。

III. 禁止されていること

- ・火気、ドローンの使用
- ・海上に汚水や油を排出すること
- ・海上交通の妨げになるような行為（海上に光を当てる、海に飛び込む等）
- ・園内で自動車やオートバイなどを走行させること
- ・園内施設利用の妨げになるような行為や来園者に対する迷惑行為
- ・暴力・わいせつその他反社会的な映像を流すこと
- ・施設を損傷・破損すること

IV. 注意事項

- ・ごみの回収場所を設置して主催者で処分してください。
- ・公園の一般利用者に配慮してください。
- ・警察署、消防署、その他の関係機関に対する協議等を行ってください。
- ・会場のライティング設定については、航路を照射しないようにしてください。
- ・芝生に車を乗り上げるときはコンパネを敷いてください。
- ・使用後はグラウンドの整地等を含めて、原状回復してください。
- ・安全面が確保されるように警備員や案内人を配置してください。
- ・救護場所を設けてください。
- ・音楽イベントを行う場合は、仮設トイレを設置してください。100人あたり1基が目安です。
- ・開催1週間前までに、公園に看板等を設置してイベントの告知をしてください。
- ・ちどり公園は、アルコールの販売・持ち込みできません。